

自治体向け説明で頂いた主な質問に対する回答

平成30年10月
資源エネルギー庁
放射性廃棄物対策課

I. 対話型全国説明会について

1. 対話型全国説明会の開催目的は何か。

(答)

- ・昨年7月の「科学的特性マップ」の公表は、最終処分の実現に向けた長い道のりの最初の一步ですが、重要な一步と認識しています。マップ公表を契機として、国民や地域の方々に地層処分に対して関心や理解を深めて頂けるよう、これまで以上にきめ細かく全国的な対話活動を実施していく方針です。
- ・この具体的な取組の一つとして、地層処分の仕組みや日本の地質環境等について、より一層理解を深めていただくことを目的に、本年5月から「科学的特性マップに関する対話型全国説明会」を全国で順次開催しています。いずれの自治体の皆さまにも処分場等の受入れの判断をお願いするものではありません。
- ・対話活動に明確な終わりがあるものではなく、引き続き、丁寧な説明を心がけて、一歩ずつ着実に進めてまいりたいと考えています。

2. 開催場所はどのように選定されるのか。県庁所在地やグリーン沿岸部以外の場所では開催しないのか。

(答)

- ・人口や交通の便などの地域バランスを考慮しつつ、開催場所の確保や周知・広報の準備などを終えたところから、全国で順次開催していきます。
- ・対話型全国説明会は、開催都市の住民だけでなく、周辺の住民の方の参加も念頭に、できるだけ多くの方が参加しやすい都市を検討していきたいと考えており、グリーン沿岸部に限らず、県庁所在地やオレンジの地域において開催する場合もあると考えています。

3. 対話型全国説明会は何カ所程度開催するのか。

(答)

- ・対話活動に明確な終わりがあるわけではありません。地層処分について広く全国の皆さまに理解を深めていただけるよう、今後はグリーン沿岸部を中心に、県庁所在地以外も含めて、全国各地で説明会を、地道に、きめ細かく開催していく考えです。

4. 一部の自治体で最終処分場の受け入れ拒否の表明や条例制定等の動きが見受けられるが、こうした地域でも対話活動を実施するのか。

(答)

- ・ 今般の対話型全国説明会や原子力発電環境整備機構（NUMO）が実施する対話活動については、昨年7月の「科学的特性マップ」公表を契機に、この問題を社会全体の問題として国民の皆さまに関心や理解を深めていただけるよう、広く全国で開催していくものです。いずれの自治体の皆さまにも処分地等の受け入れを求めるものではありません。
- ・ 高レベル放射性廃棄物の地層処分事業に関する話は聞きたくないという声があることは承知していますが、この事業は社会全体で解決しなければならない問題であり、調査や処分場を受け入れる／受け入れないにかかわらず、まずはよく話を聞いていただき、地層処分への理解を深めていただくことが重要と考えています。
- ・ 自治体の皆さまにおかれましては、広く全国で対話活動を行っていくことの重要性について、ご理解いただけますようお願いいたします。

Ⅱ. 科学的特性マップについて

5. 科学的特性マップで示された火山等の個別要件の具体的名称などは、どこで確認できますか。

(答)

- ・ 科学的特性マップは、既存の公開された全国データに基づき、一定の要件・基準に従って客観的に整理し、全国地図の形で示したものですので、各公開データから必要な情報を確認いただくことができます。具体的にどのデータを用いたかについては、地層処分ワーキンググループの報告書（「地層処分に関する地域の科学的な特性の提示に係る要件・基準の検討結果（地層処分WGとりまとめ）」の43ページ、58ページ）に全て掲載されています。

（地層処分ワーキンググループ報告書）

地層処分に関する地域の科学的な特性の提示に係る要件・基準の検討結果（地層処分WGとりまとめ）

<http://www.meti.go.jp/press/2017/04/20170417001/20170417001-2.pdf>

- ・ 例えば、火山活動や活断層は、産業技術総合研究所地質調査総合センターウェブサイトより確認いただけます。

（火山活動）

第四紀火山、産業技術総合研究所地質調査総合センターウェブサイト

https://gbank.gsj.jp/volcano/Quat_Vol/index.html

（活断層）

活断層データベース 起震断層・活動セグメント検索、産業技術総合研究所地質調査総合センターウェブサイト

[https://gbank.gsj.jp/activefault/cgi-](https://gbank.gsj.jp/activefault/cgi-bin/search.cgi?search_no=j024&version_no=1&search_mode=2)

[bin/search.cgi?search_no=j024&version_no=1&search_mode=2](https://gbank.gsj.jp/activefault/cgi-bin/search.cgi?search_no=j024&version_no=1&search_mode=2)

- ・その他、ご不明な点については、経済産業局または資源エネルギー庁にお問合せください。

6. 今後、新たな知見が出た場合、科学的特性マップを見直していくのか。

(答)

- ・科学的特性マップは、どのような科学的特性を考慮する必要があるか、それらは日本全国にどのように分布しているかを俯瞰することで、地層処分の仕組みなどについて、国民の皆さまに関心を持っていただくことを目的としています。
- ・既存の全国データに基づき一定の要件・基準に従って客観的に整理したものであるが故に、考慮すべき科学的特性についてあらゆるものを網羅的に盛り込んでいるものではありません。
- ・いずれにしても、具体的な対象地点が決まれば、その地下環境を詳しく調べ、安全な処分が行えるかどうかを綿密に調査することにしていきます。そのため、新しい知見が出た場合はその調査の中で確かめ、反映して行くことになると考えており、科学的特性マップの見直し自体は考えていません。

Ⅲ. 処分地選定プロセスについて

7. どの自治体からも調査に関する応募がなかった場合はどう対応するのか。

(答)

- ・文献調査に入る手続きについては、自治体からNUMOに応募していただく場合と、地域における活動状況を踏まえて、国から調査への協力をお願いする場合の2つを想定しています。
- ・国とNUMOは、科学的特性マップの公表を契機に、これまで以上にきめ細やかな対話活動を丁寧に進めていく方針です。その上で、将来的に地域の理解が深まっていけば、その状況等を踏まえて処分地選定調査への協力を国から申し入れることも考えています。
- ・いずれにせよ、文献調査を円滑に実施するためには、地域において関心と理解が広がり、当該自治体として受入れて頂けることが重要であり、それなしに国から一方的に押し付ける考えはありません。

8. 文献調査の応募や実施にあたって、都道府県知事や市町村長の意見はどのように確認するのか。

(答)

- ・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（最終処分法）上では、概要調査や精密調査に進む場合には、経済産業大臣がその所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分尊重する旨規定しており、反対の意向が示された場合は次の調査に進むことはありません。
- ・一方、文献調査は、地域の皆さまに、地層処分事業についてより理解を深め、その後の概要調査に進むかどうかの判断材料を提供するための予備調査に位置付けられており、文献調査の応募や実施について、都道府県知事及び市町村長の関与について規定はありません。しかしながら、処分地選定手続きの透明性を確保し、地域の自主性や意向を十分尊重する関連から、実施主体であるNUMOにおける公募手続きにおいて、市町村長に判断いただく制度としています。
- ・事業を円滑に実施していくためには、地域の理解と協力を得ることが極めて重要と認識しており、この段階でどのように都道府県に関与していただくことが適当かは、地域の意見も踏まえて対応していきたいと考えています。

9. 周辺自治体の意向は確認するのか。

(答)

- ・1つの自治体だけが関心を持ち、周辺の地域との間で混乱が生じるようなことは避けなければならないと認識しています。このため、国としては全国の皆さまに広く理解が得られるよう、きめ細かく丁寧に対応してまいります。
- ・なお、どの範囲の自治体の意向をどのように確認するかは、地域と意見交換を進めていく中で、地域の事情をよく踏まえていく必要があると考えています。

IV. 文献調査について

10. 文献調査は、いくつの自治体で行うことを想定しているのですか。

(答)

- ・文献調査は、処分地選定調査の最初の調査であり、その後、地質条件の適性の確認や自治体の意向の確認が多段階で行われることを踏まえると、できるだけ複数の自治体で行うことが適切と考えています。

11. いつまでに自治体に対する調査受入れの申入れを行うのか。

(答)

- ・この問題は、国民や地域住民の理解なくして解決できない問題です。まずは、全国各地できめ細やかな対話活動を丁寧に進めていくことが重要であり、現時点で、文献調査の申入れについて具体的な期限はありません。

V. 対話の場について

12. 地域における「対話の場」の設置は、自治体が主体的に行う必要があるのか。

(答)

- ・最終処分法上では、概要調査や精密調査に進む場合には、経済産業大臣がその所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分尊重する旨規定しています。
- ・一方、文献調査の公募や実施については、最終処分法上では、都道府県知事及び市町村長の関与について何ら規定はありませんが、地域において主体的な合意形成が図られることが重要であり、処分地選定プロセスの透明性を確保し、地域の自主性や意向を十分尊重する関連から、地域の状況等に応じ、自治体に関与いただきたいと考えています。
- ・具体的に、どのように自治体に関与していただくことが適切かは、現時点で決めたものではありませんが、地域の方々の意見も踏まえて対応していきたいと考えています。
- ・いずれにしても、「対話の場」を通じ、NUMOと国は、地層処分について理解を深めていただけるよう情報提供や勉強会、見学会の開催、文献調査の進捗・結果を報告し、地域の皆さまから意見や要望を頂きたいと考えています。
- ・諸外国における地域の対話活動の例を見ると、自治体が主導するもの、実施主体が主導するもの等、実施方法は様々ですが、日本においても、地域の状況等に応じ、自治体に関与・サポートいただきたいと考えています。